

令和4年6月17日（金曜日）

総務委員会

第1委員会室

出席議員

石堂大輔、妻鹿幸二、川島淳良、西本眞造、
三輪敏之、宮本吉秀、東影 昭、苦瓜一成、
牧野圭輔、大西陽介

開会

9時54分

消防局

9時57分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・消防団員のサラリーマン化が進んでいる中、団員にとっては、報酬面だけでなく活動内容においても負担を強いられている部分があると思われることから、さらなる処遇改善を検討する中で、団員に担ってもらうべき業務の絞り込みについても議論を深められたいことについて

現在、全消防団員を対象に消防団活動及び処遇に関するアンケートを実施している。この結果を基に、団員の実情を把握し現状を分析した上で、さらなる処遇改善を検討するとともに、地域防災の中核的存在としての役割を担っていることも念頭に、各消防団長と調整を図りながら、活動内容の軽減など継続的に検討を重ねていきたい。

付託議案説明

- ・議案第64号 動産の購入について（普通消防ポンプ自動車（CD-I型）（5台）の購入）
- ・議案第65号 動産の購入について（救助工作車（II型）の購入）
- ・議案第66号 動産の購入について（高規格救急車（2台）の購入）
- ・議案第67号 動産の購入について（消防艇の購入）

報告事項説明

- ・令和4年度消防吏員採用試験の実施について
- ・姫路東消防署の移転新築について

質疑・質問

10時14分

（質問）

議案第64号～第67号の動産の購入に関して、廃止になる車両や消防艇はどのように扱われるのか。

（答弁）

救急車の場合、まだ使用できるようであれば、予備車両として置いておくこともあるが、基本的には廃車にしてスクラップとして処分されると聞いている。

（質問）

消防分団車両の更新目安は18年程度で、令和4年度は5台更新するとの説明であった。年によっては更新台数が異なるため、1台当たりの価格も違ってくると思うが、過去の落札状況を説明してもらいたい。

（答弁）

令和3年度は4台更新で1台当たり1,347万5,000円、また令和2年度は2台更新で1台当たり1,342万円となっており、大体同じような金額になっている。

（質問）

過去の落札業者はどこなのか。

（答弁）

令和3年度及び令和2年度の落札業者は株式会社藤井ポンプ製作所である。また、株式会社吉谷機械製作所が落札したこともある。

（質問）

議案第65号の救助工作車に関する過去の実績等について説明してもらいたい。

（答弁）

令和2年度に今回の更新車両と同じ救助工作車（II型）を中播消防署に配備しているが、落札額は1億5,345万円であった。

落札額に1,000万円以上の開きがあるが、中播消防署の救助工作車に関しては、資機材を途中で更新していたため、車両のみの更新であったためである。

（質問）

過去の落札業者はどこなのか。

（答弁）

今回と同じキンパイ商事株式会社である。

（質問）

議案第66号の救急車については、兵庫トヨタ自動車株式会社の1社しか応札がない。理由を説明してもらいたい。

（答弁）

救急車については、10年以上前からトヨタ自動車1社のみでの応札で、国内自動車メーカーでは、競合として日産自動車があり、毎年入札案内や見積書の取得、仕様書の変更を行っているが、応札がないような状況

である。また、全国的に見ても、トヨタ自動車が 8 割強を占めている。

(質問)

議案第 67 号の消防艇について、当初不調に終わった原因を説明してもらいたい。また、再入札に当たり見直しは行ったのか。

(答弁)

消防艇については、3 社から応札があり、2 社は落札業者よりも低い価格であったが、事後審査において入札に際して手続に不備があったと聞いている。したがって、当該 2 社は失格となり、正当な理由なく契約を辞退したため、現在は指名停止になっている。

仕様等に関しては、変更せずにそのままの内容で後日再入札を行い、残りの 1 社が落札したと聞いている。

(質問)

家島町との合併以前から消防艇を保有していたのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

現在、消防職員のうち何人くらいが消防艇を運転できる資格を持っているのか。

(答弁)

現在の消防艇は大きな船舶になるので、海上保安庁の OB に操船してもらっている。

今回購入の消防艇は 19 トンにサイズダウンし、小型船舶となるので、小型一級船舶の免許で運転できることになり、救急艇と同じく消防艇も消防職員で運航できるように取り組んでいるところである。

消防艇の運航には、航海士と機関士の 2 種類の免許が必要であり、10 人程度が資格を持っている。

(質問)

姫路東消防署の移転新築に関して、現庁舎は築 47 年であるが、通常は何年で更新の対象になるのか。

(答弁)

法定の耐用年数は鉄筋コンクリート造りで 47 年である。

大規模改修工事や補修により延命措置を行っているが、姫路東消防署は近年かなり補修等を行い、多額の経費を使っていることから、今回、更新に至ったものである。

(質問)

最近、姫路西消防署で大規模改修工事が行われているが、姫路東消防署は大規模改修工事を実施していないのか。

(答弁)

大規模改修は行っていない。

(質問)

大規模改修工事はできなかったのか。

(答弁)

同署は特別史跡地内にあり、工事等にかかなり制約があるため、大規模改修工事は行っていない。

ただ、平成 11 年に耐震改修工事を行っており、それで何とか現在までもたせているような状況である。

(質問)

特別史跡地内にあるため、掘削することになると問題であるが、大規模改修時に大がかりな掘削はないと思われる。将来的な移転のことも踏まえて大規模改修工事を実施しなかったと考えるとよいのか。

(答弁)

大規模改修ではないが、平成 11 年の耐震改修工事の際に、内装やフロアなども一緒に改修している。

(質問)

同署は特別史跡地内に所在し、将来的に移転しないとけないため、現建物に思い切った投資をせずに、今回の移転新築の流れになったわけではないのか。

(答弁)

同署は特別史跡地内に所在するため、現地での建て替えは困難であると考えている。

これまでも耐震改修工事を行っており、数年はもたせることができると思うが、近年補修に多額の経費を投入していることから、将来的にも新築するほうがよいのではないかと考え、移転新築する判断をしたものである。

(質問)

姫路東消防署は世界文化遺産・国宝姫路城の東にあり、城を守っているイメージがある。

今後は増位出張所の強化により同署移転の穴を埋めるとのことであるが、その点については大丈夫だという認識でよいのか。

(答弁)

現在の姫路東消防署から城の入り口まで、約 1 キロ

メートルで2分、移転候補地からは約1.9キロメートルで3分50秒となっており、到着に大きな遅れが生じるとは考えにくい。また、アクリエひめじの周辺には多くの大規模公共施設があることから、市街地のカバーも視野に入れ、候補地として考えている。

(質問)

姫路東消防署の解体に当たり、アスベストの問題は大丈夫なのか。

(答弁)

アスベストが問題になったときに、全ての消防庁舎を調査したが、姫路東消防署は大丈夫であった。

(質問)

同署の移転先について、ほかに検討した場所はあるのか。

(答弁)

旧姫路警察署跡地と本町の県営住宅跡地を候補地として考えていた。

旧姫路警察署跡地は特別史跡地内で現在観光の駐車場として利用しており、将来的に観光施設も視野に入れていと聞いているので不適と判断した。

また、県営住宅跡地は道路が狭く、アクセスが悪いため不適と判断したものである。

現候補地については、保留地である土地を都市局から提案されたものである。

(質問)

候補地以外の2つの場所は、基本的に特別史跡地内にあるのではないのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

アクリエひめじ周辺は、公共施設がかなり密集してきているが、現候補地への移転における課題としてどのようなことが考えられるのか。

(答弁)

近隣住民にとっては、緊急出動に伴うサイレン音や車両の出入りという問題があると思われる。

また、前面道路の幅員は約20メートルあるので緊急走行に支障はないと思われるが、道路渋滞時における出動の際には注意が必要だと考えている。

(要望)

前面道路は緩やかなカーブになっており、見通しが

よいようで悪いので、緊急出動時における安全対策を検討してもらいたい。

(質問)

令和4年度に姫路東消防署の移転に伴う住民説明を行うとのことであるが、住民説明会の対象地域を説明してもらいたい。

(答弁)

現所在地の近隣である野里地区と、移転先近隣の神屋町6丁目と3丁目の住民を対象としている。

また、城東地区と城巽地区の連合自治会まで範囲を広げるかどうかは、現在検討中である。

(質問)

同署の移転に伴うスケジュールの中で、令和5年度と令和6年度は基本設計、実施設計、埋蔵文化財調査となっているが、2年間で済むような話なのか。

(答弁)

アクリエひめじの工事の際に、ある程度の状況は把握しており、今回は大規模な文化財調査にまでは至らないのではないかと聞いている。今後、文化財課と調整しながら進めていきたい。

(質問)

移転用地として市有地を有償で購入するとのことであるが、会計が異なるからという理解でよいのか。

(答弁)

通常の市有地であれば所管替えて済む話であるが、当該土地は区画整理事業で事業費に充てるための保留地であるため、姫路駅周辺整備課では収入として予定され、消防局では一般会計の歳出予算で用地購入費を充てるものである。

(質問)

飾磨消防署は、姫路東消防署よりも建物が若干古く、耐震改修工事も実施されているが、今後他の署も含めて、順次建て替えが行われる計画になっているのか。

(答弁)

他の署の方針については年次計画を立てているが、毎年見直しを行っている。

今後、大きなものとして、飾磨消防署は令和9年～令和10年、網干消防署は令和11年～令和12年くらいを想定している。

飾磨消防署は姫路東消防署と同じくらいの古さであるが、最近補修等が少ないため、姫路東消防署の次

に建て替えを行う考えである。

(質問)

姫路東消防署は特別史跡地に建っているが、底地の所有権は姫路市になっているのか。

(答弁)

今は市有地である。

(質問)

姫路東消防署の現庁舎の敷地面積は約 3,900 平方メートルになっているが、同じ建物に入っている中央支所の分は入っていないという認識でよいのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

姫路東消防署の移転新築に合わせて、中央支所も移転することになるのか。

(答弁)

同所も移転先について複数箇所を検討していると聞いているが、具体的な場所までは把握していない。姫路東消防署が移転するため、それに合わせてどこかに移転せざるを得ないと思っている。

(質問)

移転候補地にはアクリエひめじや県立病院があり、周辺住民にとっては病院への救急車の出入りやドクターヘリの音は大丈夫なのかという話があった。それに加えて、消防署の移転で、消防車や救急車の緊急車両の出入りがもっと増えることになる。

周辺住民は住民説明会で初めて消防署の移転を知ることになるが、その辺の対応は大丈夫なのか。

(答弁)

本日の総務委員会で説明し、これからスタートだと考えている。議会の意見を聞くことも大事であり、近隣住民への配慮も必要だと思っている。

これから丁寧に説明を行い、理解してもらえるように努めていくが、音に関しては、ある程度は仕方がない部分もあると考えている。

(質問)

消防吏員の募集について、本日 6 月 17 日がインターネット及び郵送の締切りになるが、現在の募集状況はどのようになっているのか。

(答弁)

昨日現在 70 人で、昨年よりも 10 人程度少ないよう

な状況である。例年、最終の金曜日と土曜日に申込みが多く、令和 3 年の最終的な申込みは 170 人であった。

(質問)

令和 3 年は何人の募集に対して、170 人から申込みがあったのか。

(答弁)

15 人に対して 170 人から募集があった。

(質問)

消防分団に配備されている消防ポンプ自動車は 18 年サイクルでの更新になっているが、消防団の中でも分団によって配備される車両の年式が余りにも違いすぎて、1 つの操作が全く異なる場合がある。

消防団の分団間では、できるだけ同じような年式の車両を使用しないと、緊急時に操作ができないような状況になると思うがどうか。

(答弁)

整備基準に基づいて年次計画を立てて更新している。指摘の点もよく理解できるので、予算の許す範囲で考慮しながら対応したいと考えているが、分団もたくさんあるので、今のところは年次計画に基づいて進めていかざると得ないと思っている。

(質問)

議案第 65 号の救助工作車の購入について、資機材も一緒に更新することであるが、資機材にも技術革新や劣化があるため、各車両の使用年数以外の理由でも更新していくべきだと思う。考え方を聞かせてもらいたい。

(答弁)

資機材の購入は車両更新とほぼ同時に行っているが、新たな資機材等については、隊ごとに更新計画を立てているので、それに合わせた更新も考えている。

新たな資機材として、最近は土砂災害が多いため、土砂災害対応のチェーンソー等の購入も考えている。

(要望)

個々の資機材の能力もよくなっていくと思うので、しっかりと考えて、方針を決めてもらいたい。

また、消防団の分団間において、車両の操作等に違いが出ないように、できるだけ近い時期での更新を考えてもらいたい。

(質問)

姫路東消防署の移転新築に当たり、増位出張所を増

築し、配置職員を増やして2隊体制にするため、同署の移転新築が完了する令和8年度までに定数を変更することになるのか。

(答弁)

将来を見越して、数年前に消防職員の定数を増やしている。当時は、姫路東消防署を増強するために、8人程度の増員を考えていたが、同署は移転新築することになったため、増位出張所を8人増強し、野里地区をカバーしていこうと考えている。

現在、増位出張所には救急車と消防車があり、それを1隊で運用しているが、それぞれの隊を配置することにより、機動力は増すと考えている。

(質問)

現在、消防職員数は、計画どおりにいつているのか。

(答弁)

最終的には、現定数である604人に近づけたいと考えており、平準化を図り、毎年職員を採用しているところである。現在、順調に定数に近づいていると認識している。

(要望)

市民の安全安心のためにも、着実に計画どおり進めてもらいたい。

(質問)

姫路東消防署の移転候補地は、アクリエひめじのバスの待機所として臨時で使用していたと思うが、影響はないのか。

(答弁)

現在は空き地になっているので、バスの待機所として利用していると思われる。

基本的に、アクリエひめじへの来場に当たっては、公共交通機関の利用を考えており、整備時に駐車場の台数も検討しているので、対応できるのではないかと思うが、それはアクリエひめじ側で考えることだと認識している。

(質問)

地域改善対策により整備された消防車庫や消防車両について、特定の地域だけが手厚く対応されているのは課題だと思うので、ぜひ改善してもらいたいがどうか。

(答弁)

当該法律は廃止され事業自体も終わっているが、車

両や車庫自体は残っており、今あるものをなくしてしまうのは、地元も困ると思う。この件に関しては、時間をかけて話し合いを行い、理解が得られるように、十分検討したい。

(要望)

地域改善対策の対象の車庫や車両については、地元との協議が必要である。これまでの経緯もあるため、どうしても必要だと言うのであれば、地元への払い下げも含めて検討してもらいたい。

(質問)

消防団の定員には具体的な基準がなく、市内でも地域によって差がある。本会議の答弁では、火事の発生率が高いというような答弁であったが、疑問に思うところもあるので、改善に向けて取り組んでもらいたいがどうか。

(答弁)

市内でも、山が多い地域や、工場等が多く、昔から火事が多い地域など、地域によって特性が異なるため、定数に差はあると考える。定数については、実際に地域で活動を行っている団の要望を基に決めている。

消防団側の意見も重視しなければならないが、明らかに定数のバランスが悪いところは是正していく必要があり、我々も時代に合った定数を考える必要があると認識しているので、中長期的な課題として検討していきたい。

(質問)

新規採用された消防職員で、3年以内に辞めた者はどれくらいいるのか。

(答弁)

3年以内ではないが、令和3年度は1年目の職員を中心に比較的若い職員が9人退職した。

理由として、他府県から姫路市消防局に就職したが、引き続き地元で受験し、試験に合格して地元に戻ったものである。

(要望)

消防職員の教育も含め、経費がかかっている。また、採用計画にも影響があることから、採用時にはしっかりと目利きした上で採用するようにしてもらいたい。

消防局終了

11時12分

総務局

11時14分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・副市長の3人体制について、コロナ禍で財源が厳しい中、副市長の1人増によって、給料、期末手当等の合計で年間約1,860万円の経費が必要となり、市民にも負担を強いることとなることから、しっかりとした体制で臨むとともに、きちんと結果が残せるように取り組まれないことについて

本市ではデジタルトランスフォーメーションやゼロカーボンシティの推移、手柄山中央公園の再整備、播磨臨海地域道路の整備促進など、行政需要が多様化するとともに、高度な判断や調整を求められる行政課題が増加している。このような行政課題に対応するために本年4月から副市長を3人体制としたものである。

3副市長は市長が特命事項として指示をしたプロジェクトを直轄し、また、市長自身が特命プロジェクトを統括することによって、迅速かつ効果的に施策を推進していきたいと考えている。

そのトップマネジメント体制の下、行政課題にしっかりと対応し、中長期的な視野を持って、庁内横断的に施策を展開し、結果を残せるよう取り組んでいきたい。

付託議案説明

・議案第50号 姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・令和3年度における姫路市職員倫理条例の運用状況について
- ・市議会議員からの不当要求行為防止に係る取組みについて
- ・令和3年度における時間外勤務について
- ・姫路市職員採用試験案内

質疑・質問

11時41分

(質問)

議案第50号の子育て部分休業について、9歳で線引きした理由を説明してもらいたい。

(答弁)

低学年の子どもの場合は、保護者が子どもの面倒を見なければならない機会が多いということで、まずは小学3年生で線引きしたものである。

(質問)

何となくイメージはできるが、理由としては少し弱いように思う。今後、年齢を上げるような対応をする可能性はあるのか。

(答弁)

現在の部分休業の状況や職員の声などを聞いて、このたびは小学3年生までとしたが、実施する中で、もう少し拡大すべきという高まりがあれば、見直すことも考えられる。

まずは小学校低学年から実施していきたい。

(要望)

小学生で1つの線を引くという方法もあるので、年齢を上げるような流れになった場合には検討してもらいたい。

(質問)

令和3年度における姫路市職員倫理条例の運用状況について、公職者等による不当要求行為等が1件上がっているが、内容を説明してもらいたい。

(答弁)

不当要求行為のおそれに該当するもので、市議会議員によるものではない。

(質問)

「要望等の不当要求行為の該当性」が2件となっているが、市議会議員による案件と理解してよいのか。

(答弁)

そうである。

(要望)

市議会議員からの不当要求行為防止に関わる取組について、本市では副市長をトップとした姫路市要望等庁内審議会を設置し、不当要求行為の該当性や不当要求行為に対する措置、制度の運用などを審議することになっているが、熊本市や津市では会議の委員長に市長が就任し、自ら先頭に立って取り組んでいた。問題があったときは市長がリーダーシップを取るべきだと思うので、改善に向けて検討してもらいたい。

(質問)

「職員とは」という部分で、姫路市の場合は一般職の職員を指しており、局長以下というイメージを持つが、熊本市の場合は市長以下の職員となっており、市長にも記録の義務を課している。

本市のように特別職の逃げ道になるような取組は

問題であり、踏み込んで改善すべきだと思う。

本市の場合、「職員」というのは局長以下の一般職の職員という認識でよいのか。

(答弁)

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例上は、一般職以外に特別職である常勤の監査委員や上下水道事業管理者、教育長も対象となっている。

一方、市長や副市長については、姫路市長等政治倫理条例の対象となっており、職員倫理条例の対象外だと考えている。

市長や副市長も要望等の記録の対象にすべきという指摘については、過去の共同協議会において議員から意見もあり、今後の共同協議会で対応を協議したいと思っている。

(要望)

前向きに取り組んでもらいたい。

(質問)

要望等に係る記録を残さず、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例に抵触した職員に対して、具体的な罰則を検討する考えはあるのか。

(答弁)

現状は罰則等の明記はない。ただし、故意または重大な過失等による不適切な事務処理等があれば、場合によっては懲戒処分等も考えられる。

倫理条例の遵守に関しては、罰を与えるというよりも、まずは、どのようにすれば新たなルールが機能し、実効性が担保されるのかを検討したい。その中で、やはりきちんと罰則を定めるべきだということになれば、それも1つの考え方だと思う。

(要望)

ぜひとも前向きに取り組んでもらいたい。

(質問)

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する規則に利害関係者という表現が出てくるが、市政運営を行う中で、どのような人を利害関係者だと考えているのか。

(答弁)

利害関係者とは、職員の職務に利害関係を有する者であり、職員が職務として携わる事務には、許認可権等を有する事務や補助金を交付する事務、立入検査や監査を行う事務、不利益処分を行う事務、行政指導を

行う事務などがある。

(質問)

自治会長は利害関係者に該当するのか。

(答弁)

自治会に補助金を交付する事務に携わっている職員との関係においては、利害関係者に当たると思われる。

(質問)

自治会長も利害関係者と理解してよいのか。

(答弁)

補助金の交付を決定する事務に携わる職員と補助金を受けるものとの関係においては、利害関係に当たるとのことである。

(質問)

同規則第3条第2項では、「利害関係者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、利害関係者とみなす。」と規定されているが、地域や団体の要望を受けた議員がやり取りをした場合、議員自身も利害関係者となるのか。

(答弁)

代理人と言えるかどうかは、少し疑問である。

(質問)

代理人に当たるかどうかという部分はあるが、議員活動として、利害関係者の利益のために要望に関わる。同規則第3条第2項をどのように解釈すればよいのか。

(意見)

利害関係者の定義を明確にしていないので議論がかみ合わない。

(質問)

利害関係者というのは、渡す側と受ける側に、親子など特定の関係がある人のことをいうと思うがどうなのか。

(答弁)

利害関係とは、ある企業とそこの監査指導を行う職員との関係や、補助金を受ける団体とそこへの補助金交付の決定権を持つ職員との関係などのことである。

利害関係者との関係が親密になり、適切に事務を行うことができないような状況になることを防止する意味合いがある。

(質問)

同規則第4条第1項第7号に「供応接待を受けない

こと」と規定されているが、市議会議員が仲のよい職員と飲食をすることは問題になるのか。

(答弁)

「対応接待」とは、「酒食を提供してもてなすこと」と「客をもてなすこと」の両者を包括するものとなっており、「対応」は、単なる飲食物の提供ではなく、特別な席を設けて、飲食物を提供する行為が該当する。

飲食の程度や背景も含めて、個々のケースに応じて判断する必要があるため、一緒に飲食しただけで直ちに対応接待に該当するかどうかの判断は難しい。

(質問)

一昔前までは、職員が現場に出た際に業者から缶コーヒーなどを手渡され、飲むことは普通にあったと思うが、今の若い職員は提供を受けないように徹底しようとしており、先ほどの対応接待における答弁と乖離しているように感じる。

きちんと整理をして、全ての職員が同じルールの中で取りまないと秩序が保てないと思うがどうか。

(答弁)

利害関係者との関係において、職員は市民から疑念を抱かれるようなことがないように行動することを念頭においていると思う。

(要望)

ぜひ前向きに改善してもらいたい。

(質問)

議員との対応は複数の職員で当たるように通知を出していると思うが、実際の線引きが難しく、どこまで徹底すればよいのか分かりかねるという話を職員から聞く。具体的な対応まで周知できているのか。

(答弁)

現在、ルール化について共同協議会で話し合っているところであるが、今は過渡期なので複数人で対応できる部分はきちんと取り組むように言っている。

ただし、立ち話のついでに要望を言われると、複数人での対応は難しいので、議員が要望を行う際には事前手続を行うなど、職員が対応しやすいルールを検討してもらいたいことを共同協議会で提案している。

(要望)

そうなると、議員との飲食は問題になってしまう。庁内でのルールを決めても、庁外なら飲食をともにしても割り勘であればよいということになると、線引き

が曖昧になり、市民に疑念を抱かれかねない。

せっかくルールを決めて取り組むのであれば、よいものになるように検討してもらいたい。

(質問)

令和4年4月1日現在における地区総合センターの職員配置状況が分かる資料を提供してもらいたい。

(答弁)

(委員会終了後に資料配付)

(質問)

職員の事務従事は、本来イレギュラーな対応だと思うが、本会議の答弁では、職員が現場復帰できるようにするためのリハビリも兼ねているような言い方をしていた。それであれば、ほかにもしんどい思いをしている職員もいるので、全ての職員を対象にする必要があるが、現状は特定の者だけが優遇されている。見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

事務従事については、緊急的に職員を配置するために、法的にも認められた制度であるが、長期間に及んでいる点については、前述の理由と職員の健康上の問題を総合的に勘案して、例外的に対応している。今後は、本来の職務に復帰できるようにと思っている。

(質問)

令和4年4月1日現在、事務従事で一番長いのは9年6か月で栄養士の人だと思うが、こども未来局にも保育士で長い人がいる。当該保育士については、事務従事になって何年になるのか。

(答弁)

6年6か月である。

(質問)

職員名簿で確認すると、ある保育所に15年くらい籍を置いたままになっているが、途中で現場に戻ったという認識でよいのか。

(答弁)

毎年度、復帰の方向で本人の意思を確認しているが、現在も事務従事の状態であり、現場には戻っていない。

事務従事の元になっている保育所には、平成20年4月1日に配置換えされており、約14年になる。

(質問)

平成20年4月から当該保育所に籍はあるが、事務従事の期間は6年6か月ということなのか。

(答弁)

当該保育所に在籍中に休職している期間がある。復帰に当たり、現場での対応が難しいという理由の中で、保育士ではなく別の業務に事務従事させている。

(質問)

それぞれ専門の職種で採用された人は、当該職種で仕事をするのが当たり前である。技能労務職の任用替えは、制度上そのようなルールがあるが、行政職の人が職種を替えて従事するというルールはない。

それとも、姫路市が特別にそのようなことを認めることができるのか。

(答弁)

本来、保育士として採用されているため保育所での勤務となるが、様々な事情により保育所で勤務できない状況の中、事務従事として配置しているものである。当該期間が長くなっているが、本来の業務に復帰してもらうため、毎年意向を確認しながら対応しているところである。

(要望)

そのような対応ができるのであれば、やはり全職員を対象に困っている人を助けてあげるべきであり、特定の人だけが優遇されていることには問題がある。

保育士であれば保育士の業務に関連するような部署、栄養士であれば給食に関する部署など、全く畑違いの業務をさせるのではなく、関連する業務に従事させることも考えてもらいたい。

(質問)

令和2年度の内部統制評価報告があり、不当要求行為の件について反省を述べていたが、全庁的に内部統制は機能していると理解してよいのか。

(答弁)

厳密には内部統制とリスク管理に分かれており、内部統制は財政に関する事務を対象とした取組である。

令和2年度の評価では、リスクの網羅的な拾い上げが不十分との指摘があったため、不当要求行為に関するリスクもきちんと拾い上げ、何か問題があった際には全庁で共有して、リスクが生じないような対策を講じるように取り組んでいる。

新たなリスクも出てくると思うが、少しでもよくなるように取り組んでいきたい。

(要望)

問題があれば是正できるように取り組んでもらいたい。

休憩

12時20分

再開

13時16分

(質問)

不当要求行為に係る取組について、共同協議会で決まったことから順次取り組むということで、4月25日から実施となっている。ここで「不当要求行為のおそれ」の区分を廃止し、不当要求行為の疑いがあるときは審議会で審議し、任命権者が認定して本人に知らせとなっているが、ここにイエローカードはなく、認定されると即座に警告となるのか。

(答弁)

現在、共同協議会で審議中であり、決定にまで至っていないので、イエローカードの採用の有無や採用時の取扱いについては、まだ資料には反映していない。

(質問)

まだ議論中という理解でよいのか。

(答弁)

様々な疑問点があったので、整理した上で話がまとまれば、具体的な取組を示したいと思っている。

(質問)

いろいろと要望する中で、対応が遅いと議員も大きな声を出すこともあると思われる。

今後のマニュアルの改定に当たっては、協議会の場で議員にも提示し、議論していくようにするとともに、議員の仕事である要望が阻害されることがないように、信頼関係の上できちんと取り組むようにしてもらいたいと思う。

(答弁)

専門委員の意見の中で、ルールの見直しにおいて、本来の議員活動の1つである要望に支障を来さないように配慮することは必要だという点がある。

これを受けて、どこまで行動に縛りをつけるのかという程度は非常に難しく、重要なことだと思っているので、共同協議会で議員にも納得してもらった上で決めていこうと思っている。

(質問)

明らかな不当要求行為の概要に、行為者として団体とあるが、どのような団体のことなのか。

(答弁)
民間企業もしくは協議会のことである。

(質問)
反社会的な団体ではないのか。

(答弁)
そうではない。

(質問)
不当要求行為の内容を見ると激しくやられていると感じるが、警察沙汰の案件はあるのか。

(答弁)
明らかな不当要求行為は全部で 52 件あるが、警察に通報したケースが 4 件ある。

通報に至るまでに、職員倫理課に所属している警察からの出向者にも対応してもらったが、最終的には警察に通報したものである。

(質問)
6 月 12 日の日経新聞に、「地方公務員は受験しやすく」という見出しで記事が載っていた。

姫路市も受験者確保のため兵庫県の採用試験と同じ日に採用試験を実施するなど、今までにない取組をしているが、何か具体的に特色を出していることがあれば説明してもらいたい。

(答弁)
6 月の採用試験は、兵庫県や神戸市と同じ試験日にした。そして、定員を確保できなかった場合は、追加で募集をかけたいと思っている。

また今回は、職員募集を全国に広めるため、特に広報活動に力を入れるとともに、5 月 20 日には職員採用のオンライン説明会を実施したところであり、延べ 268 人の参加があった。

さらには、ツイッターに情報発信のためのアカウントを開設したり、民間求人サイト「キャリアタス UC」にも情報を掲載した。

それ以外にも、ホームページや JR 等の車内広告、広報ひめじ、回覧板、リバーシティのデジタルサイネージなど、広報に力を入れている。

(質問)
今までは、兵庫県や神戸市と受験日が別で、広く受験できるという利点はあったが、県や神戸市の採用試験に合格すると、姫路市には来てもらえないケースもあったと聞く。これに関しては、試験日を同じにする

ことで問題は解決するが、優秀な人材の確保という面で危惧するところはないのか。

(答弁)
職員不足のため採用したい気持ちはあるが、採用に当たっては、人物重視により将来性を見越した上で、優秀な人材を確保していきたいと思っている。

(質問)
加古川市のように職員の資格取得のサポートを手厚くすることで人材の確保ができると思うが、考え方を聞かせてもらいたい。

(答弁)
既に、いろいろな資格を取得している職員が、その資格を生かしているのかどうかも含めて、資格の在り方や資格取得への助成について研究したいと思っている。

総務局終了 **13時28分**

財政局 **13時30分**

職員紹介

付託議案説明

- ・議案第 51 号 姫路市市税条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第 68 号 財産区管理委員の選任について
- ・議案第 70 号 専決処分の承認について（姫路市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認）

報告事項説明

- ・土地の処分について

質疑・質問 **13時41分**

(質問)
土地の処分の件について、売却予定価格の 4 億 168 万 4,360 円は、不動産鑑定価格に基づく金額なのか。

(答弁)
そうである。

(質問)
評価における鑑定者は 1 者なのか。

(答弁)
2 者である。

(質問)
今までずっと 1 者からの鑑定であったが、どこかの節目で 2 者から鑑定価格を取るようになったと理解

してよいのか。また、いつから2者から鑑定を取るようになったのか。

(答弁)

当該案件からである。

(質問)

駅周辺整備事業のときは鑑定料に多額の費用がかかるとの理由で1者からの鑑定であったが、夢前町の最終処分場の事業用地の取得の際には、過去に広大な山林を購入したことがないとの理由で、2者から鑑定を取っており、鑑定の基準があるのかどうか分からない。

今後は姫路市の方針として、2者から鑑定価格を取って評価を行うという理解でよいのか。

(答弁)

鑑定依頼については、姫路市建設局土地評価事務処理要綱第4条の運用を参考にしており、本件は特に高額または評価が困難な場合等に該当し、より慎重な評価を行う必要があると思われるため、専門の不動産鑑定士2者に依頼して、客観的な不動産価格を取得したものである。

(質問)

前向きな取組なのでよいことだと思うが、以前からそのルールがあったのではないのか。それとも、文言を修正したという理解でよいのか。

(答弁)

建設局が行政財産の用地を取得する際、一定の場合は2者から鑑定を取っていた。

今回は取得ではなく売却であり、売却に関しては、公有財産運用委員会で審議される案件については、従来2者から鑑定は取っていなかった。

しかし、市川衛生センター跡地の処分の際、いろいろと問題を指摘されたことから、我々としては客観的な鑑定評価なので1者でよいのではないかという考えもあるが、議員からの指摘も考慮した上で、一定の重要案件については、今後2者から鑑定を取るという方針を決めたものである。

(質問)

より丁寧な対応ということで、前向きな取組として評価する一方、過去に神姫バス株式会社が土地を購入する際にはかなり配慮していたが、今回は評価額よりも高い価格で山陽電機鉄道株式会社に売却すること

になっている。

公共交通事業者に対して安い価格で売却し、公共交通事業を頑張ってもらう形でもよいのではないのか。

(答弁)

一者随契の場合、従来は鑑定価格を基準に交渉していたが、前回の市川衛生センターのときに、最初から価格を提示する必要はないのではないかという趣旨の指摘があったことから、今回から鑑定価格を取った上で、相手方に価格を提示してもらう形に変更した。

その結果、初めに提示された金額が予定価格よりも高かったことから、売却契約を成立させたものである。今後も同様の手法で売却したいと考えている。

(質問)

売却の相手方が公共交通事業者のときは配慮するケースもあると思うが、今回は山陽電気鉄道株式会社が予定価格よりもさらに高い金額で購入してくれる形である。これは良かったという理解でよいのか。

(答弁)

基本的に、一者随契という部分で配慮はするが、公共交通事業者であることを理由に価格を下げるような配慮は従来から行っていない。

(質問)

随契の場合、その相手方が購入することができるという意味での配慮しかしていないということなのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

消防車両の更新に伴う古い車両については、まだ使用できる車両もあり、入札等で売却して収益を得ているという理解でよいのか。

(答弁)

消防の廃車車両についても、他の公用車と同様に市内の中古自動車を扱う事業者全てに声をかけて、見積り合わせの上で売却している。

(質問)

実績はどのようになっているのか。

(答弁)

消防車両だけでなく公用車全体の実績になるが、令和3年度は売却台数が42台で、売却額は1,890万円となっている。

(質問)

消防車や救急車については、購入時はかなり高額であるが、幾らくらいで売れているのか。

(答弁)

令和3年度実績の一例として、普通特殊消防車の場合、走行距離5万5,000キロメートルで176万円、救急車の場合、走行距離24万キロメートルで106万円で売れているものがある。

(質問)

ある程度の相場はあると思うが、入札なので幾らか上下があるという理解でよいのか。

(答弁)

当然、業者により見積額に差はある。

(質問)

どれくらいの業者が応札しているのか。

(答弁)

案件により異なる。

市からは、中古自動車で業種登録のある市内の事業者全てに声をかけている。

(質問)

売却実績に関する資料を提供してもらいたい。

(答弁)

(委員会終了後に資料配付)

(質問)

市内に県営住宅があるが、現在は入居停止し住民はおらず、今後の方針についても、更地にして売却するのか、新たに建て替えるのか、決まっていらないような状況である。公共施設の場合、税金を取れないと思うが、どのような状況なのか。

(答弁)

固定資産税はかかっている状況である。

(質問)

計画もなく建物だけ残ると、全く税収もない土地になってしまう。本市にとっては、かなり不利益なことなので、何とか税収を得られるように、県に話を打ちかけることはできないのか。

(答弁)

県の考え方の中で、今後の住宅政策を決めることなので、市から言えるような話ではないと思う。

(質問)

財政局長は税金を何とか取れるように考えないといけないと思う。県の動きを黙って見ているのではな

く、局長自身が県に対して、何とかしてもらいたいと言わないといけないのではないのか。

(答弁)

税金を賦課できる状態になれば当然賦課するが、県の住宅政策の部分に関して、税務の立場から意見するのは少し難しいと考える。

(質問)

県営住宅の跡地をどうするのか、早く答えを出してほしいという意味である。

今のままであれば、住民にとってはマイナスの状態が続くので、姫路市の立場を考えて、県に対して何らかの働きかけが必要なのではないかと言っている。見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

いつまでも空き住宅のままの状況が続くそうだとするのであれば、税務の立場というよりも姫路市として、県の政策について何か言っていくことはあり得ると思う。

(要望)

市民の立場に立ち、1円でも多く税収を確保するという考え方は大事だと思う。

県には県の方針もあると思うが、せめて目安となる方針くらいは示してもらわないと、現時点では白紙の状態であるという話だけでは、市にとって不利益な状態なので、財政局長の立場で県に対して働きかけを行ってもらいたい。

財政局終了

13時58分

【予算決算委員会総務分科会（財政局）の審査】

政策局

14時03分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・姫路獨協大学との今後の関わりについて、今後の獨協学園の動き次第ではあるものの、新たな支援となると、市民に対してさらなる負担を強いることとなることから、慎重に検討の上、判断されたいことについて

姫路獨協大学の今後については、まずは獨協学園による自主的な再建が基本となるが、公私協力方式で開学した経緯や本市における高等教育機関の重要性等を勘案し、市としても大学の存続に向け、獨協学園と

連携しながら引き続き検討していく。

その際、新たな支援策が必要となる場合には、市財政への影響等も十分に考慮しながら、慎重に検討していきたいと考えている。

・若い女性の転出超過対策について、手遅れにならないよう支援体制に経費をかけて、しっかりとした対策を早期に打ち出されたいことについて

女性を中心とした若い世代の移住定住促進に向け、雇用機会の創出や企業への支援、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりなどに、関係部局が連携して取り組み、できる限り早期の対策に努めていく。

・土砂災害警戒区域内に所在する公共施設への対応について、住民の生命に関わる重要なことであり、まずは安全な場所に避難してもらうことが大事であることから、しっかりと対策を練るとともに、十分周知を行われたいことについて

土砂災害警戒区域については、土砂災害防止法において、危険の周知、警戒避難体制の確保を行う区域とされていることから、当該区域内に所在する公共施設には、その旨を明示するとともに、施設管理者や利用者に土砂災害のおそれがあるときは、災害のリスクを十分に認識した上で、適切な避難行動を取るよう促すなど、ソフト面での対策を徹底していくことにしている。

また、土砂災害警戒区域に含まれる避難所は、土砂災害のおそれがある場合には、基本的には開設しないなど、災害種別に応じて指定・運用しており、ハザードマップや市ホームページなどで、避難所の情報を確認してもらうとともに、各避難所に災害種別ごとの適否を明示した看板を設置するなど、周知を図っている。

今後も引き続き、安全な避難場所の確保に努めるとともに、市民の皆様に適切な避難行動を取ってもらえるよう、様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいく。

報告事項説明

- ・デジタル外部人材の体制について
- ・次期「姫路市官民データ活用推進計画」の策定について
- ・学校法人獨協学園への回答について
- ・地方創生交付金対象事業等の実施結果について
- ・姫路市SDGs未来都市計画の進捗状況について

・令和4年度姫路市総合防災訓練・国民保護訓練（案）について

質問

14時27分

（質問）

獨協学園の件について、5月26日の理事会で話し合いの場が持たれたと思う。その後、約1か月がたっているが、法人側から何らかの動きはあったのか。

（答弁）

理事会の場では、特に意見や反論はなかったと聞いている。その後、獨協学園のほうから市に対して何も連絡はない。

（質問）

学校用地の件については、どのように整理しているのか。

（答弁）

当初、姫路獨協大学の学校用地として使用するという覚書を交わしているため、獨協学園が姫路市からの回答を受けて、現在検討しているところかと思う。

今後の獨協学園の対応策を聞いてから、改めて協議・検討する必要があると考えている。

（質問）

本来、市の考え方が基本にあるわけである。

相手の回答によって答えが変わるような、そんな考え方でよいのか。

（答弁）

基本的に、まずは獨協学園自らが大学存続に向けて経営を見直す等の取組をしてもらうことが大事だと思っているが、答申にもあったように他の学校法人に譲渡するという選択肢などもあるため、獨協学園がどのような選択をするかによって、改めて市の考え方を整理する必要があると考えている。

（質問）

今後の獨協学園の対応に関係なく、市としての基本的な考え方があり、相手側とのやり取りの中で何か考えていくなら分かるが、相手の回答によって基本自体がぶれるような話はおかしいと思うがどうか。

（答弁）

市としては、大学用地として使わなくなったときに、返却の申入れをするのが基本姿勢になるのではないかと考えられるが、獨協学園側がこのまま頑張っただけで存続させる姿勢を示す余地が残っている中で、あえて向

この気をそぐようなことを言う必要はないと考えている。

(要望)

市の考え方を確認しているだけである。

審議会が答申したように、今後も継続して私立大学として獨協学園が運営するのであれば、そこまで踏み込んで言う話ではないが、万が一のときに備え、市としての基本姿勢をきちんと整理しておいてもらいたい。

(質問)

総合防災訓練・国民保護訓練が3年ぶりに開催されるが、今回エコパークあぼしの用地を使用することになった特別な理由はあるのか。

(答弁)

総合防災訓練は、参加者1,000人規模の大きな訓練となり、あまり適した用地がない。

過去には、市の北部地域などいろいろな場所で実施したことはあるが、今回は海上自衛隊にも参加を依頼しており、陸上訓練だけでなく、海岸線も含めた訓練を行うため、適切な場所だと考えている。

(質問)

公園周辺の住宅に対して、安全安心という側面から建設局との検討を要望していた。その後、経過報告はあったが、最終的にはどのような話になったのか。

(答弁)

令和4年第1回定例会の委員会で指摘があり、基本的には、他都市の状況も調査しながら、安全安心の観点から何かできることがあるのか確認したいと答弁したものと認識している。

その後、他都市の状況を調査したが、同様の事案は見受けられなかった。

このたびの公園の件について、ボールがフェンスを越えるというのは、基本的には公園の管理上の問題として対応していくべきだと考えている。

(要望)

ボール遊びを禁止する流れになると、市民サービスの観点から本当によいのかということにもなる。ボール遊びを認めるのであれば、他都市にはなくても何らかのサポートができる取組を姫路市が踏み込んでできればよいのではという思いで提案した。

現在、公園所管課では使用に関するルールを定める

ことを考えていると思うが、被害者には何の落ち度もないので、泣き寝入りしている部分を行政としてサポートできないか、また検討を重ねてもらいたい。

(質問)

ホームページやユーチューブの活用は欠かせないと思うが、本市のホームページの評判はどうか。

(答弁)

行政というカテゴリーの中では姫路市のホームページはかなり高評価を得ており、先日表彰もされたところである。

一方で、市民や職員からは見たいところにたどり着けないという声を聞いていることから、まずは令和4年度にトップ画面のデザインを変更し、令和5年度からコンテンツマネジメントシステムの入替えなど本格的な改定を行う予定である。

また、障害のある人への閲覧性を配慮すると、逆に健常者が見にくいことも多分にあり、技術的な課題はあるものの、令和3年度から職員の検索キーワードのランキング等の情報を共有し、ホームページの更新頻度を上げる必要性について意識づけされるなど、ソフト面での改善も図っている。

(要望)

ホームページを利用する市民が興味を持ち、利用してもらえというのが大事だと思うので、素人の声も酌み取りながら改善してもらいたい。

(質問)

苜野小学校のオープンスクールに行った際、住む場所はないかと、複数の住宅相談のようなものがあつたと学校長から話を聞いた。

行政として、単に空き家を紹介するだけでなく、市が借り上げて貸すなど、北部地域の活性化のために移住者を増やすような手だてを考える必要があると思うがどうか。

(答弁)

令和4年度は、市長から3副市長それぞれに特命事項の指示があり、副市長がリーダーになって、関係部局が横断的に課題解決することになるが、そのテーマの1つに空き家の活用がある。

空き家には、北部地域など地域人口減少に伴うものや、町なかで局所的に発生しているものなど、複数の観点があり、ケースによってやるべきことが変わって

くる。指摘の北部地域については、そこに若い世帯に住んでもらえるのであれば、何らかの支援ができないか、プロジェクトとして次年度の予算につなげるような研究を始めている。

(質問)

前向きな取組を期待する一方、限られた資源の中で希望するような場所を探すのも難しい部分がある。

そのような中で、一気に移住とまではいかななくても、苅野や安富北小学校に通学するための交通費の補助を行うような取組は検討できないのか。

(答弁)

一義的には、まずは小規模特認校の取組の中で考えるべきことだと思う一方で、国は複合的に問題を解決するように言っている。

地域活性化、もしくは小規模特認校の観点のみでの支援という切り口もあるが、交通機関を、様々な課題を同時に補うツールにするという観点もあると思うので、指摘の件は教育委員会などの関係部門とも共有しながら考えていきたいと思っている。

(要望)

苅野と安富北小学校の小規模特認校は令和 5 年度から始まり、5 年間で結果を出さないといけない。

思い切って令和 5 年度からできることは、目に見える形で取り組まなければ、幾ら地域が頑張ってもできることには限りがある。やはり姫路市が問題意識を持って取り組むというのはメッセージになると思うので、ぜひ取組に期待したい。

(質問)

空がつなぐまち・ひとづくり交流事業で作成している冊子はすごく良くできており、加西市は小学校 5 年生、6 年生、全員に各 1 冊配っている。本市は各図書室と図書館においていると聞くが、中学生以上の各クラスに 1 冊ずつ配付することはできないのか。

(答弁)

加西市と宇佐市、鹿屋市、姫路市の 4 市で、空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会をつくっており、同協議会の事業として作ったものである。

加西市には冊子の在庫があると思うので、確認を行い、在庫が残っているようであれば、そのような対応をしていきたい。

(質問)

朝日新聞に掲載されたため全国から問合せがあり、あまり在庫がなく、姫路市と相談するという話であったが、どのような状況なのか。

(答弁)

学年に対して配ると毎年冊子を送る必要があるため、本市の在庫を確認の上、市内の 69 小学校に 3 冊、32 中学校に 2 冊、それから 68 公民館に 1 冊を配付し、各図書室においてもらうことにしている。また、城内図書館に 3 冊、14 分館に 1 冊配付している。

(質問)

冊子に対する評判は聞いているのか。

(答弁)

先週に配付したところであり、まだそのような声は届いていない。

(要望)

非売品で、買いたいという人もいるようである。もし可能であれば増刷も検討してもらいたい。

(質問)

令和 5 年度から小規模特認校が始まる苅野小学校について、同地域には活性化計画実行委員会が立ち上がっている。住まいも一緒に提供できれば、北部地域の活性化につながると思うので、同委員会にも協力を仰ぎながら教育委員会とともに頑張ってもらいたいがどうか。

(答弁)

人口減少地域、そして小規模特認校というようなエリアで、どのようにすれば児童・生徒や人口が増えるのかということが、市長の意識の中に強くあってプロジェクトが始まっている。市長部局と教育委員会できっかりと協調して、検討を進めていきたいと思っている。

(要望)

初めは、地域に頑張れというだけであり、教育委員会は何をしてくれるのかという疑問の声が上がっていた。一緒に協力して取り組んでもらえれば、地元も前向きに取り組む気力が沸くと思うので、ぜひお願いしたい。

政策局終了

14時53分

休憩

14時53分

再開

15時00分

選挙管理委員会事務局

15時00分

職員紹介

質問

15時00分

(質問)

参議院議員選挙の前に事務従事で職員が増員になっていると思うが、いつから何人増員になっているのか。また、いつまで増員が続くのか。

後日でよいので、資料提供してもらいたい。

(答弁)

(委員会終了後に資料配付)

(質問)

現在、参議院議員選挙に向けて粛々と事務を進めていると思うが、開票所の統合の件も含めて、特に何か課題はないのか。

(答弁)

開票所の在り方が昨年の衆議院議員選挙と変わっている。今後、投開票に従事する職員が発表されるが、職員一人一人が円滑に従事できるよう、情報提供や周知が課題だと考えている。

1つの開票所に集まってもらうため、受け入れ側も含めて1つ1つ情報提供しながら、円滑に進めていきたいと考えている。

(質問)

姫路市の選挙管理委員会委員には、全員市議会議員のOBが就任しているが、他都市から非常に異例だと指摘された。

議員のOBが就任していることに、どのようなメリットがあるのか、説明してもらいたい。

(答弁)

ふだんから様々な立場の市民と接しているためか、様々な視点から意見をもらうことができているように感じる。それが市民のために還元できるのであれば、1つのメリットと言えるのではないかと思います。

(意見)

市議会議員のOBが選挙管理委員会委員になっていることだけをもって駄目だとは思わないが、他都市では委員長に市職員のOBや事務を熟知している人が就任しているケースがあるので、いろいろな分野の人に委員に就任してもらうほうがよいのではないかと考える。

(質問)

現在、各種委員に女性をとという方向性があるにもかかわらず、選挙管理委員会では女性委員が就任されていないような状況である。女性委員を増やす方法を検討しているのであれば、考えを聞かせてもらいたい。

(委員)

選挙管理委員会事務局で委員を選ぶことはできない。

選挙管理委員会事務局終了

15時07分

監査事務局

15時09分

職員紹介

質問

15時10分

(質問)

平成30年の地方自治法の改正に伴い、全国的に監査委員の見直しの動きがあると聞く。他都市では、議会選出の監査委員を減員していく流れがあると感じるが、事務局としてはどのように把握しているのか。

(答弁)

議選の監査委員を減らしている自治体があることは把握しているが、最終的には総務局が決定することだと思っている。

監査事務局としては、市民の代表である議員が2人いるので、その威厳により職員もより真摯に職務に当たってくれるのではないかと考えており、有意義だと思っている。

個人的には、現状のままで他の自治体の状況等を見ながら判断してもよいのではないかと考えている。

(質問)

どれだけ正確・厳正に対応できるのかが問われており、議員が監査委員をしているから格式が高いとか、威厳があるというのは間違っていると考える。

総務省は、平成30年の地方自治法改正により、議選の監査委員はゼロでもよいと言っているが、私自身は議員が監査委員になることに意義はあると思う。ただ、2人も必要かということ、専門性の高い人に委員になってもらうほうが、より監査の目的が果たせるのではないかと思います。

(答弁)

本監査の講評時には、公認会計士、市職員OB、議選委員2人の合計4人が並んで質疑を行うが、当局は、どの監査委員の質疑に対しても真摯に回答しなければ

ばならない。特に、議選の委員に対する受け答えについては、しっかりと回答する必要があると、やはり肌で感じており、一定の役割があると思っている。

最終的には総務局の判断になると思うが、議選の委員がいない自治体もあり、他都市の状況も見ながら、様々な検討も必要ではないかと考えている。

(質問)

議選の監査委員が駄目だとは言っていない。

議選の監査委員も厳しく審査を行い、当局をただしていると思うが、議員よりも専門性の高い知識を持っている人がいるので、そのような人を複数入れるほうが、より公正公平な審査につながるのであれば、議選の監査委員を1人にする流れがあってもよいのではないかと思う。

地方自治法の改正により、当局側から何らかの動きが出てこないかと駄目だと思うが、そのような検討はしなかったのか。

(答弁)

特に検討はしなかった。

(質問)

出先機関については、本庁まで出て来てもらって本監査を行っているが、監査委員が出向いて監査を行うほうへ改善しないのか。監査委員の目で見て、現地で本監査を行うほうが職員のためにもよいと思うが、そのような方向性について検討したことはないのか。

(答弁)

本監査自体は、監査委員が本庁に来られて、各出先機関の主幹級以上の長に来てもらい監査を行っている。一方、監査事務局で行っている予備監査については、それぞれ実地監査を行っている。

本庁においても、監査委員が各課に赴いて本監査を行っているわけではなく、取扱いは同じである。

(質問)

監査委員が出先機関に行くことに意義があると思うので、また検討してもらいたいどうか。

(答弁)

意見は監査委員に伝えたい。

監査事務局終了

15時17分

議会事務局

15時18分

質問

15時19分

(質問)

局長就任時に神戸新聞の取材で語った今後の抱負の中で、議会改革を進める一環として各地域で市民と向き合う場を提案していたが、他都市では、一部の人が自分の意見を延々と述べるような場となり、あまり成果があるように聞いていない。見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

発言の根底にあるのは、姫路市だけでなく、全国的な投票率の低下、若者の政治離れや無関心であり、それに歯止めをかける策の1つとして話をしたものである。

改選後の議会に提案し、同意が得られるのであれば、具体化していきたいと思っている。

(質問)

他都市ではユーチューブを使って、本会議等の状況を市民に発信している。現在本市では、ケーブルテレビで映像を配信しているだけであるが、市民に情報を発信するチャンネルを増やす意味において、ユーチューブの活用は前向きな取組だと思われるが、どのような考えを持っているのか。

(答弁)

令和4年度中に、広報課が庁舎内に動画制作等のスタジオ整備を予定しており、議会事務局も使用してよいと聞いている。指摘の点については、大変有効であると考えているので、事務局としてできることを検討していきたい。

(質問)

最終的には、議会が決めることではあるが、技術的には可能なのか。

(答弁)

素人の動画編集ではあるが、技術的には可能である。(要望)

近隣では、たつの市議会がユーチューブを活用して情報発信しており、津市議会では委員会の様子までユーチューブで配信している。若者に議会を身近に感じてもらうためにも、ユーチューブの活用は大変効果があると思う。

最終的に決めるのは議会であるが、決まった際にはすぐに対応できるよう検討しておいてもらいたい。

(質問)

政務活動費の件で、備品扱いになる物を買ったときの考え方として、減価償却が終わった物を売却して利益を得た場合、問題はないのか、と市民から指摘を受けた。

場合によっては、付加価値が付いて、購入時よりも価値が上がることも考えられる。公費で購入した物の対応であるので、非常に気を遣う部分であるが、どのように考えるのか。

(答弁)

備品の減価償却には一定のルールがあり、物によって耐用年数が決まっている。耐用年数を超えてもなお、残存価値やプレミアにより高く売れることがあるかもしれないが、それは議員自身の倫理観に委ねるとしか答えようがない。

(意見)

議員個々の倫理観に任せている部分もあると思うが、市民の立場では、大切な税金を使っているという視点もあるため、考え方を整理したかった。

議会事務局終了

15時29分

意見取りまとめ

15時30分

(1)付託議案審査について

・議案第50号、議案第51号、議案第64号～議案第68号及び議案第70号、以上8件については、いずれも全会一致で可決、同意または承認すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第16号、陳情第17号及び陳情第19号、以上3件について報告。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

意見取りまとめ終了

15時33分

【予算決算委員会総務分科会の意見とりまとめ】

正副委員長退任挨拶

15時34分

閉会

15時35分